

外国人観光客誘致動画等制作業務委託 プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、外国人観光客誘致動画等制作業務を委託する者を、プロポーザル方式により決定するために必要な事項について定めるものである。外国人観光客誘致動画等制作業務とは、令和8年度に予定される「お木曳行事」を契機として、伊勢の歴史・文化および精神性の魅力を主として欧米を中心とする地域に発信し、神宮式年遷宮(令和15年予定)に向けた機運醸成と、中長期的に活用可能なPR素材の整備を図るためのものである。

(プロポーザルに参加する者)

第2条 外国人観光客誘致動画等制作業務委託プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。(ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、下記の「業種分類」いずれかの名簿に公告日時点で登録があること。
2801広告代理・企画 2803番組制作・放送 2909撮影
- (3) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領(平成17年伊勢市訓令第20号)の規定による資格(指名)停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、伊勢市競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者であること。

(プロポーザル参加仕様書)

第3条 プロポーザルの仕様については、別紙1「外国人観光客誘致動画等制作業務委託プロポーザル参加仕様書」のとおりとする。

(選定業務)

第4条 選定に係る業務は、外国人観光客誘致動画等制作業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

(選定委員会の組織運営)

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は、5名とする。
- (2) 委員会は、定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (4) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- (5) 委員長は、委員会を招集し、統括する。
- (6) 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (7) 委員長及び副委員長とともに事故があるとき又は欠けたときは、観光誘客課長が委員会を招集して委員に諮り、その回のみ臨時委員長を互選するものとする。

(プロポーザル日程)

第6条 プロポーザルの日程については、別紙1「外国人観光客誘致動画等制作業務委託プロポーザル参加仕様書」のとおりとする。

(庶務)

第7条 プロポーザルの実施に係る庶務は、産業観光部観光誘客課を事務局として行う。